

DNA鑑定用検体（歯）の誤焼失事案に係る 検証及び再発防止のための報告書

平成 28 年 12 月 22 日 厚生労働省社会・援護局
DNA鑑定用検体(歯)の誤焼失事案に係る検証及び再発防止ワーキングチーム

目 次

第1 事案の概要

第2 検証手順

第3 事実経過

第4 関係者の意見

1. 御遺骨及び検体の管理について
2. 外国人とのコミュニケーションについて
3. 緊急連絡体制について
4. その他

第5 原因

1. DNA 鑑定の検体焼失
2. 事案の報告の遅れ

第6 再発防止策

1. 遺骨収集に係る行動規範の作成及び徹底
2. 作業要領の抜本的見直しによる手順書の作成
 - (1) 御遺骨及び検体の安全管理
 - (2) 現地作業員とのコミュニケーション
 - (3) 現地との緊急連絡体制
3. 「七つの心得」及び手順書の徹底
4. 職員等への研修
5. 派遣体制の見直し等

DNA鑑定用検体(歯)の誤焼失事案に係る検証及び再発防止ワーキングチーム

【構成員】 ◎はチームリーダー

- ◎ 中井川 誠 大臣官房審議官（社会・援護・人道担当）
- 鯨井 佳則 社会・援護局援護企画課長
- 吉田 和郎 社会・援護局事業課長
- 土元 敏信 社会・援護局事業課事業推進室長補佐
- 佐藤 宏 社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室長補佐
- 小沼 利男 社会・援護局援護・業務課調査資料室資料専門官
- 樋口 忠史 社会・援護局事業課調査班長
- 平岡 慎二 社会・援護局援護企画課企画法令係長

はじめに

厚生労働省においては、平成 28 年 10 月に実施した、ロシア連邦ハバロフスク地方における旧ソ連抑留中死亡者の遺骨収集において、DNA 鑑定用検体（61 柱分の歯）を誤って焼失するという事態を生じさせてしまいました。

政府の責務として、一日でも早く御遺骨を御遺族の元にお届けしなければならないにもかかわらず、このような事態が生じたことについて、心よりお詫び申し上げます。

我々は、今後、二度とこのような事態が生じないよう、今回の事案の発生原因を徹底究明し、再発防止のための策を講じるため、社会・援護局内にワーキングチームを設置して議論を重ねるとともに、関係団体や専門家からのヒアリングを行うなど検討を行いました。

以下、その検討結果を取りまとめましたので、報告いたします。

第1 事案の概要

- 平成28年10月に実施した旧ソ連抑留中死亡者遺骨収集応急・埋葬地調査派遣（ロシア連邦ハバロフスク地方）においてDNA鑑定用検体（61柱分の歯）を誤って焼失するという事案が発生した。
- 事案の概要は以下のとおり。
 - ・ 平成28年10月11日から10月25日まで旧ソ連抑留中死亡者遺骨収集応急・埋葬地調査のため厚生労働省職員である派遣団長1名及び派遣団員1名並びに通訳1名をロシア連邦ハバロフスク地方へ派遣し、現地の地方公共団体から紹介されたロシア側事業者が手配した現地作業員11名（作業監督を含む）とともに、遺骨収集等を実施した。
 - ・ 10月21日までに御遺骨を74柱収容し、御遺骨袋に収納した。また、DNA鑑定のため日本に持ち帰る検体（歯）を61柱分採取し、検体袋に収納した後、ビニール袋に入れた。両者を一つのコンテナ（幅1m×奥行2m×高さ2m。御遺骨袋、検体袋が入ったビニール袋、作業道具等を収容）に入れ、鍵をかけて保管した。
 - ・ 10月22日に、検体の採取漏れがないかの確認として、御遺骨と検体を照合するため、ビニール袋に入った検体をコンテナから取り出し、照合作業終了後、検体が入ったビニール袋をコンテナに戻さず、目の届かないテント内に置いた。その後、御遺骨の焼骨式後に、テントが派遣団長又は派遣団員の指示なく片付けられていたことに気づいた。派遣団長及び派遣団員がテント内のビニール袋に入れていた検体を検体箱へ納めようとした時に、検体を確認できず探したところ、テント脇のたき火の中からビニール袋内にあった物品と焼けた歯の一部を発見した。
 - ・ 現地の作業監督者からは、現地作業員の誰かが誤って入れたのかもしれないという発言と謝罪があった。（焼失したと考えられるDNA鑑定用検体は、21日までに採取した歯61柱分。10月22日に採取した7柱分の検体は、別の場所に保管していたため、焼失を免れた）
 - ・ 10月26日（派遣団の帰国後）、派遣団長から担当室長に対し、事案の詳細を報告した。同27日、担当課長に事案を報告した。
 - ・ 10月28日、担当審議官及び担当局長に報告した後、厚生労働大臣への報告及び報道発表を行った。

第2 検証手順

- 事実関係を解明するため、直接の関係者である派遣団長、派遣団員、通訳、担当補佐及び担当班長にヒアリングを行うとともに、ハバロフスク地方政府担当者への事情確認のための照会を行った。
- また、社会・援護局内に再発防止策を検討するため派遣経験の豊富な職員等を構成員とするワーキングチームを設置して議論を重ねるとともに、関係団体（JYMA 日本青年遺骨収集団、全国強制抑留者協会、日本遺族会）、骨学やDNA鑑定の専門家といった有識者からのヒアリングを実施した。

第3 事実経過

- 平成28年10月11日から10月25日まで、旧ソ連抑留中死亡者遺骨収集応急・埋葬地調査のため厚生労働省社会・援護局事業課事業推進室事業専門官1名（派遣団長）、同室慰霊事業補助員1名（派遣団員）及び（株）オスカージャパン通訳1名をロシア連邦ハバロフスク地方へ派遣し遺骨収集等を実施した。
- ※ 今回の派遣で遺骨収集を実施した埋葬地は、同年7月の派遣（7月12日から同月27日まで）でも遺骨収集を実施したが、収容が終了しなかった埋葬地である。

当該埋葬地における遺骨収集を終了させ、当該埋葬地の戦没者の御遺骨のDNA鑑定を早期に開始するため、同年10月に遺骨収集を実施したもの。

このため、遺族等の参加を呼びかける期間が取れず、厚生労働省の職員のみによる応急派遣とした。
- ロシア側の作業担当者として、厚生労働省がコムソモリスク・ナ・アムール市から紹介された公共サービス専門企業（以下「作業委託会社」という。）が手配した作業監督者（以下「現地作業監督者」）1名、作業員（以下「現地作業員」という。）10名、警備員1名、作業用バス運転手1名の合計13名が遺骨収集を行った。また、ハバロフスク地方政府職員2名（うち1名は法医学の専門家）が鑑定作業等を実施した。
- 作業の結果、10月21日までに御遺骨を74柱収容し、御遺骨袋に収納した。また、DNA鑑定のため日本に持ち帰る検体（歯）を61柱分採取し、検体袋に収納した後、ビニール袋に入れた。両者を一つのコンテナ（幅1m×奥行2m×高さ2m。御遺骨袋、検体袋が入ったビニール袋、作業道具等を収容）に入れ、鍵をかけて保管した。
- 関係者ヒアリングにより、検体焼失前日以前の事実として、以下が判明した。
 - ・ 今回の派遣では派遣団員が検体の管理を行っていた。
 - ・ 日本側とロシア側の役割分担として、検体の採取・保管は日本からの派遣団員が実施し、ロシアの現地作業員の役割は御遺骨の採掘収集作業を実施することとなっていた。このため、現地作業員に対して、作業の担当外である検体の存在及びその取扱い並びに検体が大事なものである旨について、情報提供及び指示が行われていなかった。

ただし、検体を採取する作業の様子などを見て関心を示した現地作業員に対しては、個別に説明を実施した。
 - ・ 検体袋を入れたビニール袋をゴミ袋と勘違いしてゴミを入れようとした現地作業員がいた。
 - ・ 御遺骨保管等のために現場にコンテナを設置していたが、コンテナにはスコップやチェーンソー等の現地作業員の荷物も保管しており、派遣団と現地作業員の双方が鍵を持っていた。
 - ・ 今回の埋葬地は土壌が悪く、毎日の作業が忙しかった。

○ 関係者ヒアリングにより、検体焼失当日以後の事実として、以下が判明した。

日 時	経 過
10 月 22 日 (土)	(検体焼失当日)
8:20	ホテル出発。途中、作業委託会社へ寄り支払関係を済ませた。
9:25	埋葬地到着。焼骨式準備を開始した。 ・ 現地作業員は、焼骨のためのやぐらを設置した。 ・ 派遣団長及び派遣団員は、コンテナ（幅 1 m×奥行 2 m×高さ 2 m）から御遺骨袋と検体(歯)袋の入ったビニール袋を外に出し、コンテナ横で収集した御遺骨と検体の整理番号の照合作業を行った。 ・ 照合作業終了後、御遺骨は焼骨式のため、やぐらに置いた。派遣団員は検体袋をまとめて入れた透明のビニール袋にGPS等も一緒に入れてテント（現地作業員も手荷物置き場として利用し、出入りする。テント内の様子は別紙 1）の中のテーブルの上に置いた。 ・ 放置ではなく、テントの中で保管していたという認識だった。 ※ 検体袋をビニール袋に入れたのは、検体袋の散逸を防ぎつつ、中身が分かるようにするためだった。 ※ 埋葬地から発見されたヨーロッパ人と思われる御遺骨を埋め戻すために、埋葬場所の測定に使用するGPSを持参していた。
10:00 頃	派遣団員の元に作業委託会社の社長が来て、検体袋が机から落ちていたことを知らせた。派遣団員はテントに戻り、落ちていた検体袋を拾い、ベンチの上に置いてあった派遣団長のリュックの横に置き直した。
11:25～ 11:50	焼骨式（関係者全員参加）。焼骨式終了後、現地作業員は順次昼食をとった。派遣団長及び派遣団員と通訳も交互にテント外で昼食をとった。その間、派遣団長及び派遣団員は火の番、祭壇・国旗の後片付け、御遺骨箱の準備を行った。
14:00～	派遣団長及び派遣団員、現地作業員数名で骨上げ作業（焼骨後の御遺骨を御遺骨袋に収める作業）を行った。
14:30 頃	たき火の方向から「ボン」という破裂音と現地作業員の笑い声が聞こえた。
時刻不明	派遣団長及び派遣団員が焼骨後の骨上げ作業をしている間に検体を置いていたテントが派遣団からの指示なく片付けられていた。 ※ 焼骨式、骨上げ、御遺骨箱への封入等、一連の作業を日没までに終わらせる必要があり、多忙のため、周囲に目が届きにくくなっていた。冬場は現地作業員の動作が鈍くなり、たき火にあたりながら作業するため、作業が遅れる原因となった。

16:00	派遣団員が焼骨後の御遺骨袋を御遺骨箱に収める作業を行っている際に、テントの中に置いていた検体袋が入ったビニール袋が無いことに気付いた。検体袋が入ったビニール袋が無いことを派遣団長に伝え、全員で捜索した。
時刻不明	木の枝に吊してあった現地作業員のゴミ袋が無くなっていた。検体袋が入ったビニール袋も間違えてたき火に入れられた可能性があった。 ※ 検体袋が少し汚れていたこともあり、テントの撤去時にゴミと見間違えられた可能性があった。 ※ 当日、飲酒したと思われる現地作業員がいた。酒の空瓶が現場に落ちていた。(現地作業員は、普段は墓地作業員であり、お清めの感覚で飲酒する習慣があった。)
16:25	派遣団長、派遣団員及び日本人通訳が派遣団の手荷物及び靴をテント近くの廃線横(別紙2参照)で発見し、GPSの残骸及び焼けた歯をたき火の中から発見した。歯は焼けてからかなり時間が経過した状態であった。 派遣団長がその場で現地作業監督者及び現地作業員に対して事情聴取するも「自分がやった」等という者はいなかった。
17:00 頃	派遣団長と通訳が焼骨式の御遺骨残灰と焼けた検体の灰を埋葬地に埋め戻した。その後作業現場に戻ってきた時に、現地作業監督者から派遣団に対して謝罪。現地作業員の誰かから証言を得たかはわからないが、「今回の不幸な事件に対して謝罪します。」と謝罪があった。 謝罪の仕方が、帽子を取り、「apologize」という表現に近いもの(単なる「I'm sorry」ではない)であったため、ロシアの公式な謝罪方法であると感じられた。
19:00 頃	派遣団長が自身の携帯で事業推進室担当補佐へ連絡した。 ・ 電波状況が悪く、「焼骨式でトラブルがあった」旨を伝え、詳細な報告はできなかった。 ・ 担当補佐もトラブルの具体的な内容を確認しなかった。 ※ 派遣団長が持参した携帯電話はWi-Fiを使用していたため、通信状態が悪かった。派遣団長は派遣団の携帯電話も通信状態が悪いと思い込み、派遣団の携帯電話から電話をしようとは考えなかった。
10月24日(月)	派遣団員が所持している派遣団の携帯に担当班長から連絡があった。派遣団長から収容柱数、御遺骨箱数、及び装備品数のみを報告し、トラブルが生じたことは報告しなかった。 この時の通信状態は屋外、車中ということもあり悪かった。

10月25日(火) 13:25	派遣団が成田へ帰国した。担当室長、担当班長が空港にて出迎えた。この際も、出迎えが主な目的だったこともあり、事案を整理した後に報告しようと考え、検体の焼失については報告しなかった。
10月26日(水) 9:30頃	派遣団長から担当補佐、担当班長へ検体の焼失について報告した。その後、担当室長へ報告した。※事案発生から4日後
10月27日(木) 10:00頃	担当課長へ報告した。※事案発生から5日後
10月28日(金)	担当審議官及び担当局長に報告した後、厚生労働大臣への報告及び報道発表を行った。 ※事案発生から6日後

第4 関係者の意見

1. 御遺骨及び検体の管理について

- 派遣団長の能力が、経験差などから均質ではない。厚労省職員の間でノウハウの継承がされていない。
- 御遺骨袋と検体袋の区別が明確となるよう、色等を変えるべき。
- 派遣団が二名と少なかったため、管理が不十分だったのではないか。少ない場合には、ベテランの職員や遺骨収集の経験者、抑留体験者等を配置すべき。
- 一連の作業を二人で二週間で対応するのは困難。派遣人数が少なすぎ、派遣期間が短すぎたのではないか。派遣団が少ない場合は、遺族など民間にも声をかけて派遣人員を確保すべき。
- 遺骨収集が国の責務として行われる重要な作業であるという意識と責任感をもって、責任の所在を明確にして作業に当たるべき。
- 作業がマニュアル通りに適正に行われているか定期的にチェックすべき。
- 検体袋と御遺骨袋を色分けして、検体袋は決められた者だけが触ることを許可する旨を徹底すべき。
- 御遺骨と検体チェック機能は二人体制で行い、保管場所は決めておくべき。
- 御遺骨及び検体が入っているものと誰から見ても認識できるように、採取物の大きさに応じた特別なケースを用意すべき。
- 御遺骨及び検体の保管者は、派遣団長や派遣団員、現地作業員ではなく、御遺骨のチェックを行う担当者が行うべき。

2. 外国人とのコミュニケーションについて

- 通訳の質が均質でないことから、通訳によっては、日本側の指示が的確に伝わらない場合があるので、通訳も厚労省が責任をもって選定すべき。
- 現地行政及び現地作業員に対して、国と国同士の作業で自国にも応分の責任があるということを認識させる必要がある。
- 一度伝達したのみでは徹底しないので、朝礼や終礼を繰り返し行うべき。
- 現地作業員は、入れ替わることもあるので、検体について触らないよう、様々な手段を用いて何度も周知すべき。

3. 緊急連絡体制について

- 外国で利用できる Wi-Fi や携帯電話など、複数の連絡手段を確保すべき。

4. その他

- 御遺骨の焼骨については、鑑定を的確に行う観点から、現地ではなく、日本に持ち帰って行うべき。
- 日本は古くから火葬の習慣があること等から、現地での焼骨でよいのではないか。

※ ご遺骨の焼骨のあり方については、関係者の間でも様々な意見があることから、課題を整理して引き続き検討していく。

- 抑留体験者を必ず同行させるようにしてほしい。
- 意識の高い遺族を同行させるべき。

第5 原因

- 今般の事案において、DNA 鑑定の検体が焼失してしまったことや、事案の担当室長への報告が遅れたことの原因は、それぞれ以下のとおりと考えられる。

1. DNA 鑑定の検体焼失

- まず、御遺族が長年御遺骨の帰還を待ち望んでいる中、御遺族に御遺骨を返還するためには、検体を日本に持ち帰りDNA鑑定を行う必要があるにもかかわらず、御遺骨及び検体の安全管理の重要性について、現地に派遣された厚生労働省職員の認識が欠落していた。
- また、御遺骨及び検体の取扱いを規定している「戦没者遺骨収集等における作業等要領」（以下「作業要領」という。）において、御遺骨及び検体の安全管理に関する具体的な手順が規定されておらず、派遣団長の裁量に依拠していた。
このため、以下のとおり、検体の安全管理や現地作業員とのコミュニケーションが不十分となったと考えられる。

（検体の安全管理の不十分さ）

- ・ 御遺骨袋と検体袋の整理番号の照合作業の後、作業終了日でコンテナも撤収されること、現地作業員側もコンテナの鍵を持っておりコンテナの開閉が可能だったこと、コンテナ内にスコップ等現地作業員の荷物を入れており、収集作業中に開閉することから、コンテナも必ずしも安全ではないとの考えから、検体袋をコンテナに保管せずにテント内に置いた。派遣団長及び派遣団員は焼骨及び骨上げ作業に従事しており、検体の状況を、長時間にわたり把握していなかった。
- ・ 検体袋の散逸を防ぎつつ、中身が分かるようにするため、検体をビニール袋に入れていたが、検体袋の入ったビニール袋が、検体が入っていることが外見では不明な状態だった。
- ・ 検体を置いたテントでは、日常的に日本側、ロシア側双方が休憩場所、荷物置き場として使用しており、荷物を勝手に廃棄することは通常想起されないため、今回のような事案が発生することはない、との思い込みが派遣団にあった。
- ・ なお、今回の遺骨収集作業は、派遣団は2名という体制であったが、74 柱という収容遺骨数の多さや埋葬地の土壌の悪さ等に鑑みれば、派遣体制が必ずしも十分とはいええず、結果として派遣団長及び派遣団員が周囲に目を行き届かせることが難しい状況となっていたことに留意が必要である。

（現地作業員とのコミュニケーションの不足）

- ・ 日本側とロシア側の役割分担として、検体の採取及び保管は日本からの派遣団員が実施し、ロシアの現地作業員の役割は御遺骨の採掘収集作業を実施することとなっていた。このため、現地作業員に対して、作業の担当外である検体の存在及びその取扱い並びに検体が大事なものである旨について、情報提供及び指示が行われていなかった。

2. 事案の報告の遅れ

- また、今般の事案では、事案発生から担当室長への報告に4日間の期間を、厚生労働大臣への報告や報道発表にはさらに2日間（事案発生から6日間）を要しており、必要な報告が遅くなったことも課題である。
- その原因としては、以下2点が考えられる。
 - ・ 厚生労働省職員において、御遺族に御遺骨を返還するために必要であるDNA鑑定の検体の焼失が緊急に報告すべき重大事案であるという認識が欠落していたこと。このため、派遣団長が持参した携帯電話では通信状態が悪く音声が上手く聞き取れないことをもって他の携帯電話も通信状態が悪いと思い込み、他の連絡手段を検討しなかったものである。
 - ・ 緊急連絡が必要な事案、緊急連絡のタイミング、緊急連絡先、緊急連絡を受ける側の対応など、派遣団及び本省担当課室における緊急連絡のルールが整備されておらず、派遣団及び厚生労働省本省の担当課室において適切な情報共有がなされなかったこと。

第6 再発防止策

1. 遺骨収集に係る行動規範の作成及び徹底

- 遺骨収集事業は、国の責務であり、先の大戦において、故郷を思い、家族を案じつつ遠い異郷の地で亡くなられた戦没者の御遺骨を御遺族の下にお届けするという崇高な事業であることに鑑み、その意義と責任の重大性について、厚生労働省職員及び戦没者遺骨収集推進法に基づき戦没者の遺骨収集に関する活動を行う、日本戦没者遺骨収集推進協会の職員等に関する行動規範（御遺族への御遺骨の返還に向けた戦没者の遺骨収集における七つの心得。以下「七つの心得」という。）を定めて、派遣ごとにその趣旨を徹底する。

2. 作業要領の抜本的見直しによる手順書の作成

- 遺骨収集に係る全工程を再点検し、以下の（１）から（３）までの事項を含め、作業等要領について遺骨引渡式までの遺骨収集に係る全工程を再点検した上で必要な見直しを行い、派遣経験豊富な派遣団長及び派遣団員の知識及び経験を結集し、遺骨収集事業における具体的な作業手順を規定した手順書（以下「手順書」という。）を、12月中を目途として作成する。これにより、今般の事案の原因である、御遺骨及び検体の安全管理部分を含む遺骨収集作業全体の質の確保を図る。
- なお、個々の現場では手順書に記載しきれない事態が発生することは否定できないため、同手順書はあくまで「原則の記載」ととどめ、具体的な事案に応じた派遣団長の裁量による作業を認めることとするが、その場合には、その作業が手順書に照らして適切であったかどうかを事後的に検証することとする。

（１）御遺骨及び検体の安全管理

- ・ 遺骨収容作業中の昼間における御遺骨及び検体の管理については、原則として、派遣団長又は派遣団員を管理者として定め、派遣団の責任の下で管理することとする。ただし、やむを得ない場合は、派遣団長の判断で現地作業員を管理者として任命することも可能とする。
御遺骨及び検体は、派遣団長又は派遣団員の視認できる範囲内におき、大切なものである旨の注意書（現地の言語など複数言語）を記載した立て看板や、当該注意書を付記した袋などにより、現地作業員が判別できるよう適切に管理する。この際、御遺骨袋と検体袋の区別を明確にするため、それぞれの袋に種別を分かりやすく記載することとする。
- ・ 遺骨収容作業中は、派遣団長は御遺骨及び検体の管理を含む作業全体について、責任を持って統括する。
- ・ さらに、収容作業中の夜間又は収容作業後においては、御遺骨及び検体は、遺骨保管用コンテナ等の施錠可能な場所又は宿泊施設で施錠可能な場所において保管すること。保管においては、御遺骨にあっては、御遺骨袋に入れ、検体にあっては検体袋をまとめて検体保管箱にいれ、それぞれ大切である旨の注意書（現地の言語など複数言語）を記載する。その際、御遺骨及び検体が汚れたり毀損することのないよう、また、御遺骨の

尊厳が損なわれることのないよう、例えば、棚を設けて白布を敷いた上に御遺骨袋等を置くなどにより、丁寧に保管する。

- ・ 御遺骨と検体との突合作業については、収容現場において原則として収容日当日に行うこととする。ただし、収容日当日では突合作業が完了しない場合には、派遣団長の判断により、収容日翌日から焼骨式前日までの間に行う。また、収容数が多い場合など検体採取の状態について確認が必要な場合には、確認作業を焼骨式前日までにを行うこととする。

(2) 現地作業員とのコミュニケーション

- ・ 現地作業員向けの、遺骨収集作業の心構えや作業手順、作業上の留意事項（遺骨の尊厳や検体の保全に関する事項と、それを図等で分かりやすく示した資料）を作成する。
- ・ 派遣団は、作業初日に現地作業員に対し、遺骨収集作業の心構えや作業手順、作業上の留意事項について説明する。
- ・ 派遣団は、毎日朝礼を実施し、仮に分班する場合は班ごとの朝礼を毎日実施することとする。朝礼の際には、作業上の留意事項の現地作業員への伝達を徹底する。具体的には、絵又は写真により分かりやすく示した資料を配布して説明する。

(3) 現地との緊急連絡体制

- ・ 派遣団長は、緊急連絡手段の候補を事前に調査し、2つ以上の連絡手段を確認しておくこととする。緊急連絡手段の例としては、衛星電話、日本から持参する携帯電話、ホテル備え付けの固定電話、ホテル備え付けのWi-Fiによるメール等、現地人が使用している携帯電話が考えられる。
- ・ 御遺骨及び検体の尊厳を損なう事案、派遣団員及び現地作業員の病気及び怪我、金銭盗難、不慮の事故が生じた場合、派遣団長又は派遣団員は、即時に、厚生労働省本省の担当補佐又は専門官等の担当ラインに、当該事案の概要を報告することとする。通信手段が即時に確保できない又は即時に連絡できない場合は、通信可能な状態になり次第、速やかに厚生労働省本省に連絡することとする。
- ・ 当該事案の連絡を受けた厚生労働省本省の職員は、上記連絡を受けた段階で即時に、事業課長及び事業推進室長に、当該事案の概要を報告することとする。

3. 「七つの心得」及び手順書の徹底

- ・ 派遣前に、結団式において「七つの心得」を復唱し、その内容に係る理解を深めるとともに、手順書に記載されている作業手順の確認を行うこととする。
- ・ 帰国後に、手順書に沿った行動であったか確認を行うこととする。
- ・ 現地の状況により、手順書による対応が困難である場合には、派遣団長の裁量により作業を行うこととする。この場合、帰国後その旨を報告して、その作業が手順書に照らして適切であったか検証することとする。

4. 職員等への研修

- 遺骨収集事業の趣旨、目的、精神、行動規範を体系的かつ網羅的に浸透させるため、厚生労働省職員及び日本戦没者遺骨収集推進協会の職員等への研修を実施し、国の責務として行われる遺骨収集事業の意義や責任の重大性について職員等に徹底するとともに、遺骨収集事業への熟練度が均質でない職員のレベルの底上げや、経験豊かな派遣団長から経験の浅い派遣団長及び派遣団員への「知識及び経験の継承」を図ることとする。
- このため、次回以降の遺骨収集派遣（直近は平成 29 年 2 月 6 日からの東部ニューギニアへの派遣）に対応するため、厚生労働省の派遣経験豊かな派遣団長から、その他全ての派遣団長及び派遣団員に対し、御遺族への御遺骨の返還に向けた戦没者の遺骨収集における「七つの心得」及び手順書について研修を実施する。また、遺骨収集派遣においては、出発前の結団式において、遺骨収集事業の意義や責任の重大性について再度確認することとする。

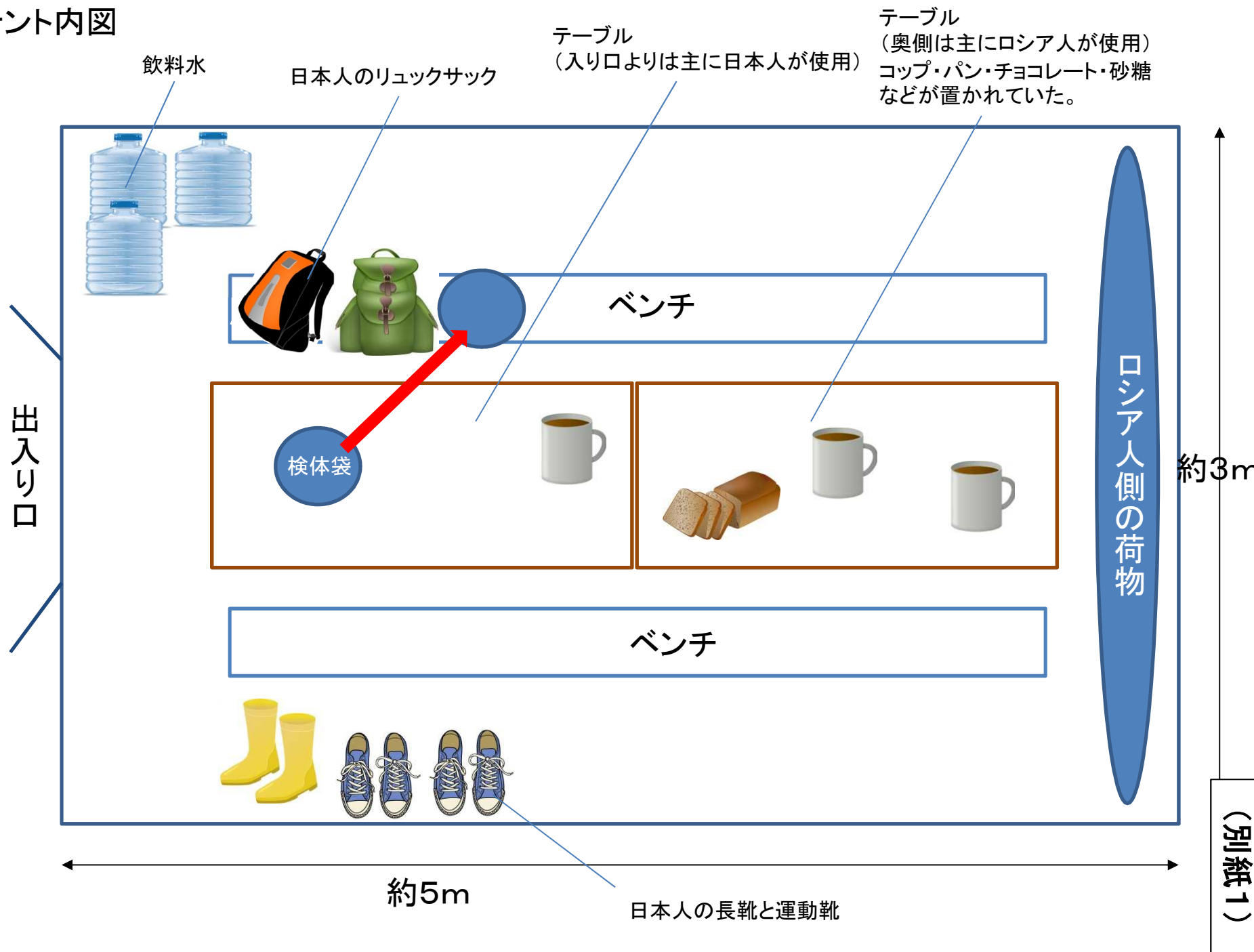
5. 派遣体制の見直し等

- 今回の事案においては、応急派遣として派遣団員数 2 名という体制であったが、74 柱という収容遺骨数の多さや、埋葬地の土壌の悪さ、作業が鈍る冬に差し掛かる時期の派遣だったことに鑑みれば、不十分な体制となっていた。
- 今後は、収容見込み柱数に応じて作業を適正に実施するために、必要な体制の目安を作成し、収容見込み柱数に応じた派遣体制を確保する。
- 上記の他、関係者のご意見を踏まえ、引き続き、必要な見直しを行っていく。

おわりに

本年、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律が施行され、遺骨収集は、国の責務として明確になりました。我々は、遺骨収集事業が、御遺族はもとより、国民の皆様の関心の下で行われる崇高な事業であるという自覚と責任をもって、今後、二度とこのような事態が生じないよう、今回取りまとめた再発防止策をもとに遺骨収集に全力で取り組んでまいります。

テント内図



【0035】第3762野戦病院スタート居住地区第1墓地(183名)
【0036】第3762野戦病院スタート居住地区第2墓地(17名)
埋葬地周辺(イメージ図)

